

新日本スポーツ連盟神奈川ウォーキングクラブ規約

第1章 名称

第1条 本クラブは「新日本スポーツ連盟神奈川ウォーキングクラブ」と称し、新日本スポーツ連盟神奈川県連盟に加盟し、事務所を神奈川県横浜市神奈川区神奈川2-14-16 トーリックビル3Fに置く。

目的と活動

第2章

第2条 本クラブの目的は次のとおりである。

- 1 健康づくりのウォーキングを行い、クラブ員相互の理解と交流をはかり、ウォーキングすることの楽しさを、多くの人に広める。
- 2 「スポーツ、君が主人公」、「スポーツは平和とともに」を合言葉に文化としてのスポーツを発展させる。

第3条 本クラブは上記目的を達成するために、新日本スポーツ連盟及び新日本スポーツ連盟全国ウォーキング協議会に加盟する。

- 1 例会を行い、機関紙を発行する
- 2 教育学習活動を行う（健康に関する勉強会、リーダー養成や地図の見方など）
- 3 親睦を深める諸活動を行う
- 4 その他必要な活動を行う
- 5 スポーツ連盟の主催する大会・行事等との連携と協力を行う

第3章 組織及び機関

第4条 入会および退会

- 1 入会は規約を認めれば、誰でもできる
- 2 退会は自由であるが、会に申し出ること
- 3 会費納入月から1ヶ月を過ぎても未納の場合は退会とみなす。

第5条 本会の最高決議機関は総会である

第6条 総会は原則として年に1回とし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。総会は、クラブ員の3分に1以上をもって成立し、総会決議は過半数で成立する。総会では、次のことを決める。

- ①年間の活動報告と方針 ②予算及び決算 ③規約の改廃 ④役員を選出

第7条 本クラブは次の役員を置く。

- ① 会長1名、副会長若干名、事務局長1名、運営委員若干名、会計監査2名（顧問）クラブは、顧問を置くことができる。
- ② 運営委員会（会計監査を除く役員で構成する）は総会に次ぐ決議機関としクラブ運営にあたる。
- ③ 役員任期は1年とし、再任をさまたげない。

第4章 財政

第8条 本クラブの財政は会費、事業収入、募金その他でまかなう。

- 1 入会金500円、月会費500円、原則として12ヶ月前納とする。ただし同居の親族が入会する場合及び再入会は、入会金を免除する。
- 2 県連盟費及び全国ウォーキング協議会分担金は、それぞれの規約に準ずる。
- 3 会計年度は4月から3月までとする。
- 4 会費は毎年3月に1年分を納入する。

付記

- 1、本規約に定められていない事項に関しては、規約の精神に基づいて、運営委員会が決定することができる。
- 2、本規約は総会の3分の2以上の賛成で改正することができる。
- 3、この規約は、2001年6月30日の設立日より発効する。
- 4、2002年7月6日 一部改正 5、2007年7月7日 一部改正 6、2008年7月5日 一部改正
- 7、2010年7月3日 一部改正 8、2011年7月7日 一部改正 9、2018年5月26日 一部改正
- 10、2023年5月27日 一部改正 11、2024年5月25日 一部改正